家畜商営業保証金取戻し公告

　家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により、左記の者はそれぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとしておりますので公告します。

　当該営業保証金について家畜商法第十条の四第一項の権利を有する方は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を東京都知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

　令和●年●月●日（公告掲載日）

一、住所　氏名　東京都千代田区丸の内一丁目三番五四号　日本　太郎

営業保証金額　金●万円

※青字部分をお客様の情報にあわせて作成してください。